九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

調停者の〈弱さ〉が意味するもの ： 調停者-当事者間関係に関する一考察

兼重, 賢太郎
九州大学大学院法学研究院 ： 助教

https://doi.org/10.15017/25966

出版情報：法政研究. 79 (3), pp.317-340, 2012-12-27. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

調停者の〈弱さ〉が意味するもの

――調停者-当事者間関係に関する一考察

兼重　賢太郎

はじめに
一　調停の「理念」と限界
二　学習プロセスとしての「技法」
（一）調停者の立場
（二）学習プロセスとしての「技法」
三　調停者の「責任」と「信頼」
おわりに

はじめに

二〇〇〇年代、とりわけ二〇〇四年のＡＤＲ法公布前後より、わが国においても、ＡＤＲ（裁判外紛争処理）への社会的関心が高まってきた。例えば、近時、新聞紙上等で取り上げられる「ＡＤＲ」と名のつくものを試みにピックアップしても、「原発ＡＤＲ」、「金融ＡＤＲ」など、枚挙にいとまがない。[1] もちろん、一言で「ＡＤＲ」といっても、その内容は多岐にわたり、その目的も様々である。[2] とは言え、一般に、ＡＤＲの普及を政策的に後押しする立場からは、裁判との対比における、ＡＤＲの「迅速性」・「効率性」・「コストの軽減」等が喧伝されている。あるいは、裁判とその他の紛争解決機関との役割分担により、結果としての紛争解決システム全体の効率化・実効化が図られる点が強調されている。[3]

本稿は、このＡＤＲの一つであり、主に北米で発展し、現在わが国でも導入が試みられつつある「調停（メディエーション）」――中立的な第三者が紛争当事者間の対話に媒介することで、当事者間の主体的な解決・合意形成を支援する方法で、「対話促進型調停」、「自主交渉支援型調停」とも言われる[4]――を対象とし、調停の場・プロセスにおける調停者と当事者との相互作用に着目し、調停者の機能・役割を考察するものである。[5]

ところで既に、調停者の役割・機能に関する研究は数多く存在する。それにも関わらず、なぜ本稿は調停者の役割・機能を問題とするのか。その理由は二つある。ひとつは、既存の調停研究の多くがとっている〈調停者は当事者に対していかなる役割を果たす（べきな）のか〉という視点に加え、[6]〈当事者から調停者の役割はどのように観察されているのか〉あるいは〈調停者と当事者との相互作用の中で調停者はいかなる機能を果たしているのか〉という視点が必要だと思われるからである。調停が当事者の主体性を強調するならば、当事者との相互関係における調停者の位置づけを明らかにすることは意義があろう。もうひとつは、〈調停者はいかなる役割を果たすものであるのかを、調停を利用する

当事者は十分に理解しているわけではない〉という前提から出発すべきであるように思われるからである。当事者は調停の場で調停者に初めて出会う。各当事者は、相手当事者に対してと同時に（あるいはそれ以上に）、調停者を意識せざるを得ないだろう。[7] そのことを踏まえるなら、当事者が発するであろう〈調停者とは一体何者であるのか〉という素朴な疑問について、今一度、真摯に考えるべきではないだろうか。

かかる問題意識のもと、本稿は次のような構成をとる。まず最初に、議論の出発点として、調停（メディエーション）の「理念」を確認する（第一節）。次に、調停の場で用いられる「技法」に着目し、当事者と調停者との関係性を考察する（第二節）。さらに、調停者の責任・役割と調停者に対する信頼の問題を考察する（第三節）。最後に本稿の議論を簡単に振り返った上でまとめを行う（「おわりに」）。

なお、予め誤解のないように申し添えておくと、本稿は、調停ないし調停者を批判することを目的とするものではない。筆者の意図するところは、調停や調停者の限界の一部を析出することが調停の可能性・有効性を逆照射するものである、ということである。

（1）例えば、朝日新聞記事データベースを用いた検索によれば、二〇一二年一〇月末までの六ヶ月間に「ＡＤＲ」という言葉が用いられた記事は、四六七件にのぼる。

（2）ＡＤＲの類型化にあたっては、いくつかの視点が考えられるが、例えば、山本和彦・山田文『ＡＤＲ仲裁法』（日本評論社、二〇〇八年）一八～二八頁では、（一）運営者、（二）紛争類型、（三）手続種類、（四）その他の基準、という複数の視点で分類している。

（3）例えば、司法制度審議会「司法制度審議会意見書―二一世紀の日本を支える司法制度」（二〇〇一年）三五頁では、「裁判外の紛争解決手段（ＡＤＲ）は、厳格な裁判手続とは異なり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易・迅速で廉価な解決、…（中略）…柔軟な対応も可能である」としている。

（4）主要な調停のタイプには「評価型調停モデル」（evaluative mediation）と「対話促進型調停モデル」（facilitative media-

tion）が存在する。その他、「変容型調停」、「ナラティブ調停」などもある。なお、理論面でのインパクトのひとつはロン・フラーの調停に関する論文である。Fuller, L (1971) "Mediation:Its Forms and Functions," *Southern California Law Review* 44, pp.305-339. フラーは、外的規準や規則よりも当事者間の関係のうちにあるサンクションやインセンティヴに依拠する調停は、訴訟よりも優れている場合もあると論じている。

（5）ただし、本稿の議論は十分に記述的なものではなく、あくまでも理論的可能性に留まっている。

（6）例えば、山田文「調停における私的自治の理念と調停者の役割」民訴雑誌四七（二〇〇一年）二二八～二三四頁。

（7）レビン小林久子『解説・同席調停―その流れと技法』（日本加除出版、二〇一一年）四四頁によれば、調停の開始直後は、「当事者も相手に対する意識が強く、調停人に対しても疑心暗鬼の状態」にある。

一　調停の「理念」と限界

まずは、議論の出発点として、調停の「理念」を概観しておきたい。先述したように、近時、調停を含めたＡＤＲは、その特徴として、「迅速性」・「効率性」・「コストの軽減」が強調されている。しかしながら、わが国に先立つ一九七〇年代に展開された北米のＡＤＲムーブメントを振り返るならば、必ずしも、「迅速性」等のみには還元されない「理念」の存在が見えてくる。

米国の政治学者・法人類学者であるハリントンとメリーによれば、米国におけるコミュニティ調停には三つの志向（イデオロギー）があるという。[8] すなわち、第一に「紛争解決サービスの提供志向」であり、紛争の振り分けを通じて司法資源の合理的配分・効率化を志向するものである。第二に、「社会改革志向」であり、新しい民衆司法の形を通じた社会の改革を志向し、コミュニティの自治の強化や法的意思決定の分権化を目指すものである。第三に、「個人の成長志向」であり、個人が自らの生を自らコントロールできること、個人のニーズに対応できることを志向するものであ

る。これら三つの志向は相互に絡み合いつつも、次第に「紛争解決サービスの提供志向」を中核に、「個人の成長志向」が付随するかたちへと収斂していったとする。[9]

また、レビン小林によれば、ＡＤＲムーブメントの背景には、大きく「非-法化」と「脱-法化（反-法化）」の考え方がある。[10]「非-法化」の考え方は、行き過ぎた「法化」（訴訟）社会に対して、長期化・高額化・当事者にとってのプロセスの不鮮明さなどの裁判にかかるコストの軽減を図ろうとするものである。[11] 他方、「脱-法化（反-法化）」の考え方は、規格化・儀式化した裁判では真の紛争解決は得られず、当事者自身の自己解決こそが最も望ましいとする、「法化」に対するより根源的な批判である。[12] そしてこの「脱-法化（反-法化）」の考えの影響を受けているのが、調停（メディエーション）である。そもそも米国での調停への動きは、「反体制運動」にその起源を持つものでもある。[13] 米国において、「ＡＤＲ」の「alternative」性は、仲裁ではなく、調停によってイメージされるという。[14] このように調停は、その「理念」のうちに、「迅速性」・「効率性」・「コストの軽減」を一義的には目指していないものをも含むことに留意する必要がある。

かかる調停の「理念」に忠実であろうとする立場は、「迅速性」・「効率性」・「コストの軽減」のみには還元できない、調停固有の存在意義を強調する。すなわち、ひとつは〈調停の非-権力性〉であり、[15] もうひとつは〈当事者主体の問題解決〉である。[16] 筆者自身も、北米型「調停」の理念からすれば、調停固有の意義はこの二点にあることに、異議を差し挟むものではない。しかしそうであるなら、なおさら、当事者と調停者との関係性・相互作用に着目した上で、この二点を、次のような問題意識のもとで原理的に考察していく必要があるだろう。

まず、〈調停の非-権力性〉に関してであるが、これは、単に国家が介入していない状況のみを意味するのだろうか。換言すれば、国家が介入すると「権力的」であり、国家が介入しなければ「非-権力的」だ、と言いうるのだろうか。例えば、早川は、最終的な国家権力等の強制力を背景とした「権力的紛争処理システム」としての裁判と対比し、調停

を「非権力的紛争処理システム」であるとする。[17] 確かに、伝統的な権力観からすれば、国家との直接的な関係性の有無は、「権力」／「非-権力」を分かつ上でのひとつのメルクマールとなるには違いない。しかし、ミシェル・フーコーがその権力論の中で明らかにしたことは、大文字の国家が登場しない日常のミクロな空間でこそ、網の目のような権力が発生しているということではなかったか。[18] 国家が関与しないことが、直ちに「非-権力」を意味するわけではないだろう。

このフーコーの権力論をベースに、調停空間における「統治的権力」の問題を批判的に考察したのが、ジョージ・パブリッチである。[19] パブリッチは、調停当事者主体の自由な領域（私的自治の領域）、つまりインフォーマルな領域でこそ、〈調停者が解決策を押し付けるから権力的である〉という次元とは異なる、調停者のミクロな権力が作動するとし、調停者が、調停のプロセスの中で当事者を告白させ、「紛争をしない自己」へと変容させることに、フーコーの「司牧型権力」の発生を見るのである。[20] もちろん、フーコーの権力論は突き詰めていくと無限に拡大しうるし、そもそも人びとの間に相互作用がある限り、権力関係をゼロにすることはできない。

問題は、調停の場・プロセス自体が、調停者のミクロな権力の行使に対し謙抑的な構造であるのか、という点にある。この調停の場におけるミクロな権力関係を考える上で示唆的なのが、オーストラリアの調停実務家であり調停研究者でもあるモーガン・ブリッグの議論[21]である。ブリッグは、パブリッチの展開する〈調停は権力的統治として作用する〉という批判的議論を重要な指摘だと受けとめる。その上で、エマニュエル・レヴィナスやアルフォンソ・リンギスの倫理性の議論を援用しつつ、当事者と調停者との相互作用は権力関係であると同時に、権力的統治の変容可能性を孕んでおり、調停者が自らの技術的能力の限界を自覚し、当事者への感受性を高めることが、統治として計画された調停技術の裂け目になる、という議論を展開している。この当事者と調停者との相互作用の問題については、調停者の行使する「技法」の問題とも絡めて、次節の「二　学習プロセスとしての「技法」」において、あらためて考察する。

次に、〈当事者主体の問題解決〉に関してであるが、問題解決の主体が当事者だとするならば、先述したように、調停者は当事者からいったいいかなる役割を担う者として観察（期待）されるのか、という問題が浮上してくるように思われる。端的に言えば、〈調停者とは結局何を行う者なのか〉ということである。もちろん、教科書的な模範解答は、「調停者の役割は、中立的な第三者として、調停のプロセスを管理することで（話し合いの場を仕切ることで）、当事者の自己決定・合意形成を支援するものである」、あるいは、「調停者は、紛争当事者が陥っている「認知的バイアス」を解消・緩和し、当事者のコミュニケーションと自己決定を支援するものである」と言うことになろう。しかし、当事者を「支援」するとはいかなることを意味するのか。そもそも、〈調停者と当事者とは水平的な関係にあるという理念〉と、〈調停者が徹底的に調停の場を仕切ること、コントロールすることへの強い志向〉とには、ギャップがあるのではないだろうか。また、紛争状態にある当事者が陥るとされる「認知的バイアス（歪み）」を解消・緩和すれば、あたかも透明なコミュニケーションが実現するのだろうか。むしろ、コミュニケーションは常に受け渡し損ねる可能性を孕んでいるのが常態である。だからこそ、「技法」というかたちには必ずしも還元できない、調停者を含むコミュニケーションを行う者どうしの応答の強度（真摯さ）が問われるように思われる。これらのことについては、主に「三　調停者の「責任」と「信頼」において、考察することとしたい。

（8）　Harrington,C and Merry,S (1988) "Ideological Production: The Making of Community Mediation," *Law & Society Review* 22-4, pp.709-735.

（9）　Ibid., pp.709-735.

（10）　レビン小林久子「苦情相談における調停的解決について―歴史的展開とその有用性」ちょうせい第四八号（二〇〇七年）二～一一頁。

（11）　レビン小林・前掲（註10）五～六頁。

(12)　レビン小林・前掲(註10)四～五頁。
(13)　レビン小林久子『紛争管理論―新たな視点と方向性』(日本加除出版、二〇〇三年)二六五～二六九頁。
(14)　早川吉尚「紛争処理システムの権力性とＡＤＲにおける手続の柔軟化」早川吉尚他編『ＡＤＲの基本的視座』(不磨書房、二〇〇四年)一一～一三頁。
(15)　早川・前掲(註14)三頁以下。
(16)　例えば、米国の調停実務の基本書とされるクリストファー・Ｗ・ムーア(レビン小林久子訳・編)『調停のプロセス―紛争解決に向けた実践的戦略』(日本加除出版、二〇〇八年)五頁では、「調停(mediation)とは、当事者が選び、限られた(または皆無の)決定力を持つ第三者が当事者の同意のもとに介入する、いわば、交渉プロセスの拡大、あるいは精緻化であるということができる。…(中略)…決定する権限は紛争当事者が持つと考えられている」とし、当事者の主体的な問題解決を強調している。
(17)　早川・前掲(註14)一一～一二頁。
(18)　ミシェル・フーコー(田村俶訳)『監獄の誕生―監視と処罰』(新潮社、一九七七年)一九八～二二八頁。
(19)　Pavlich,G (1996b) "The Power of Community Mediation:Government and Formation of Self-Identity," *Law & Society Review* 30-4, pp.707-733. 筆者は、この Pavlich の批判は重要な指摘だと考える(主流派・実務家からはほとんど顧みられていないが)。しかし、調停の場における調停者と当事者の相互作用という側面を、過少評価しているように思われる。
(20)　Pavlich, ibid. なお、このパブリッチの議論への反論として、個々の調停者の善意(つまり、調停者は自己の都合ではなく、あくまでも当事者のために行動している)が持ち出されるかもしれない。しかし、問題は、調停者が当事者の幸福を追求するところに権力が発生する点にある。さらに、パブリッチとは異なる観点から、調停技法が当事者を誘導する可能性を指摘したものとして、西田英一「紛争への第三者関与―接触し変形する主体と声」法社会学第六四号(二〇一〇年)、菅原郁夫「心理学的な視点から見た調停技法の意義」仲裁とＡＤＲ第五号(二〇一〇年)がある。
(21)　Brigg, M (2007) "Governance and Susceptibility in Conflict Resolution: Possibilities beyond Control," *Social & Legal Studies* 16-1, pp.27-47.

二　学習プロセスとしての「技法」

（一）調停者の立場

本稿が対象とする調停（メディエーション）は、基本的に同席調停である。調停の場には、関係当事者と調停者が共に出席する。つまり、調停者は、当事者と共に調停の場を構成する一要素という位置づけにある。中立的な第三者として当事者の支援に徹する調停者は、例えば裁判官にとっての「法」のような、何か特権的な後ろ盾を有しているわけではない。

では、特権的な後ろ盾を持たない調停者を支えるものは何か。それは、〈調停のプロセス＝話し合いをマネジメントしうる立場にあるはずだ〉という「想定（フィクション）」である。対話促進型調停では、「コンテンツについてのパターナリズムはないが、プロセスについてのパターナリズムは存在する」[22]こと、すなわち、調停者がプロセスに関しパターナリスティックに介入することを前提としている。したがって、調停者は、プロセスをコントロールしようと、当事者に対し様々な働きかけ（技法の行使）を行う。とりわけ重視されるのが、調停の初期の段階では調停者を介してのみ話すというルール[23]と、話し合いの「イシュー」（論点）を確定し、その順番を決定し、話し合いを方向づけること、この二つである[24]。

他方で、当事者も調停人の問いかけに対する応答をはじめとして、調停者に対して様々な働きかけを行う。逆に言えば、調停者は、両当事者からの力に不可避的にさらされており、またモニタリングされている。「両当事者は、自身それぞれが調停者の行動をモニタリングを通じて一定程度制御できることに」なる[25]。価値観がぶつかる異文化間調停のようなさらにハードなケースでは、ブリッグによれば、「調停者は自らの調停を不毛とするような複合的な力にさらされ

る」[26]のである。

確かに、調停者は、調停のプロセスをコントロールしているように見える。しかしそれは、あくまでも当事者がそれを受容し、調停の場が維持される限りにおいてである。つまり、調停者は、プロセス管理者として絶対的に安定な立場にあるのではなく、常に動態的な揺らぎの中にある[27]と言える。

さらに、調停は、「継続的社会関係」にある当事者間の紛争の解決に向いており、また実際にそのようなケースが多いと言われる。ということは、長期的スパンにたてば、当事者間の過去-未来にわたる関係に、調停者はたまたま一時的に関与しているに過ぎないことになる。調停の場で行われる「合意」や「解決」は、何らかの区切りをつける、関係に変化をもたらす可能性を持つ、という意味では重要だが、それ以上でも以下でもない。また、調停の場では、裁判や仲裁等とは異なり、「判決」や「裁定」というかたちでの第三者からの「最終審級の鐘」は常に鳴り響かない。調停の開始も終結も、形式的には調停者に委ねられているとしても、最終的には両当事者の判断である。調停者の関与しうる余地はそれほど多くはない。

以上のことから帰結されることは、調停者は、調停の場を構成する一要素として、当事者と共に常に不安定な状態にある（少なくともプロセスを一方的・安定的に管理しうる立場にはない）ということである。つまり、調停者は、パブリッチが指摘するような「司牧型権力」を行使する「司牧」足りえないのである[28]。ある意味で、調停実務において、調停者のプロセス・コントロール（マネジメント）の重要性が強調されるのは、この調停者の立場の〈弱さ（vulnerability）〉をいかに緩和・解消する／見えにくくするかという戦略であるようにも見える。しかしむしろ、調停者のこの立場の〈弱さ〉こそが、調停者のミクロな権力の行使を、いわば構造的に謙抑化させる契機ともなりうるものであろう。

（22）　入江秀晃「調停トレーニングと交渉理論」棚瀬孝雄他編『小島武司先生古希祝賀（続）権利実効化のための法政策と司法』

（商事法務、二〇〇九年）一九九～二〇〇頁。

(23) 例えば、レビン小林・前掲（註7）四三～四五頁。

(24) 例えば、レビン小林・前掲（註7）五〇頁。

(25) 和田仁孝「言説制御をめぐる支配と抵抗―同席調停の意義と可能性」井上治典・佐藤彰一編『現代調停の技法―司法の未来』（判例タイムズ社、一九九九年）三一五頁。

(26) Brigg, op. cit., pp.37～38. なお、ブリッグは、この力を、統治権力に亀裂を走らせ、他の可能性を開くものとして、評価している。

(27) 高橋裕「Both Sides Now―交互面接方式調停と同席方式調停」仲裁とADR第三号（二〇〇八年）九三～九五頁は、メディエーション（同席方式調停）における、対立する当事者と調停者という布置状況がもたらす政治学（力学）を指摘している。相互行為としての調停は、両当事者と調停者との間に常に生成されるのである。

(28) 但し、見方をかえれば、「司牧なき司牧型権力」とも言え、より微細かつ精緻に作用する「権力」である可能性も排除できない。この点については、別稿にゆだねたい。

（二） 学習プロセスとしての「技法」

ここで、調停の「理念」とは一旦切り離して、調停の機能面に着目すれば、その特徴のひとつは、争点を多元化し、協議・交渉可能な接点とリソースを増やし、包括的に合意形成しやすい基盤を作るところにある。そのための方法として、例えば、次のようなものがある。ひとつは、〈二項対立的争点を複数の論点に微分化・脱構築する〉という方法である。これは、あたかも二項対立的に見える争点を、いくつかの論点（イシュー）に微分化（分解）することで、話し合い可能な複数の具体的な問題へと落とし込む方法である。二つ目は、〈背後にあるニーズを顕現化させる〉という方法である。これは、個々の論点（イシュー）あるいは立場（ポジション）の背後には、その理由となるニーズ（インタレストとも言う）が存在するとし、それを明らかにしていく方法である。[29] これには、一般に「IPI（イシュー、ポジ

ション、インタレスト）分析」が用いられる。三つ目は、〈問題を参加者の共通問題として再構築する〉という方法である。これは、当事者間のニーズを満たす解決策を探るべく、当事者を敵対者から共通の問題解決者へと転換させる方法である。これらの方法のバックボーンには、交渉理論、とりわけ「ハーバード流交渉術」がある。

さらに、これらの方法を、調停の話し合いの場で具体的に展開するためのコミュニケーション「技法」として、例えば、「傾聴」、「リフレイミング」、「パラフレージング」等がある。これらは、いずれも基本的には言い換えの技法である。

さて、これらの技法は、二つの意味で、「学習」プロセスであると考えられる。ひとつは、調停のプロセスの中で、技法は調停者と当事者との間を循環するという意味においてである。技法は、調停者が一方的に行使しうるものではなく、当事者との相互作用の中で、お互いに学習しあうことで成立するものである。もうひとつは、調停の技法が一般的にトレーニングという「学習」によって獲得されるという意味においてである。

まず、前者についてであるが、技法は、調停者から当事者に一方的に行使された結果、当事者が技法の想定通りに応答するようなものではない。と言うのは、当事者が調停者の技法＝言葉を解釈・受容して初めて、技法は意味をなすからである。さらに技法は、調停者-当事者との間に「ズレ」と「反転可能性」をもたらしうる。例えば、言い換えの技法のひとつである「リフレイミング」を例にして、考えてみよう。

当事者「こんな大酒飲みとは別れるしかありません」
調停者「ご主人がお酒を飲まなければ、結婚生活は続けられるということですか?」（言い換え技法のひとつ「リフレイミング」[30]）
当事者の応答【一】「そうとも言えますね」

当事者の応答【二】「そういう仮定の話しでは意味がないです。勝手に言い換えないでください」

当事者の否定的な言い方を調停者が肯定的に言い換えるこの技法が期待する当事者の応答は、通常、応答【一】であろう。この応答が当事者の紛争の捉え方を転換する契機（ネガティブなものからポジティブなものへ）となる、とされる。しかし、当事者の応答は、【一】と【二】のいずれの可能性もある（もちろん、その他の応答もありうる）。当事者の解釈・受容次第で、あるいは問題となっている紛争のコンテクスト次第で、その応答は変わりうる。つまり、ある技法を用いればしかじかの結果がもたらされる、と一義的に決定されるものではない。しかも、ある技法が結果としてうまくいったかどうか（と感じられるか）は、結局、事後的にしか確認できない。

結局のところ、調停者は、一方的に技法を行使しうる特権的立場にあるわけではないし、当事者は一方的に技法を行使される客体であるわけではない。にも関わらず、例えば、技法が失敗した場合には、一般的に、調停者の能力・技術の問題に還元される。そこでは、調停者と当事者が「共にいること」「相互作用」が看過されているのである。[31]

次に、調停の技法がトレーニングという「学習」によって獲得されるという点についてであるが、これは、当然ながら、技法が調停者の「秘儀」ではないということを意味する（もちろん、経験の差は存在するであろうが）。つまり、技法は、常に一般化可能なかたちで、誰にでも開かれているのである。さらに言えば、調停の技法は、根本的なところで、市民の日常的共通感覚（コモンセンス）と連続しているところに意義があると思われる。[32] 調停の技法の根本は、つまるところ、「人の話をよく聴く」、「問題の表層ではなく、その理由を考える」など、市民社会を支える基盤となるものである。これは、調停トレーニングが専門家のみならず一般市民も対象としていること、あるいは、欧米では調停教育が学校教育（小・中・高）の中で行われていることなどからも裏付けられよう。

そもそも、調停（とりわけ対話促進型調停）の技法のバックボーンのひとつに「ハーバード流交渉術」があるが、こ

の「ハーバード流交渉術」は、当事者同士が直接交渉することを前提としたものである。調停者のような第三者の介入は所与とされてはいない。また、技法としてカウンセリングとの関係性が深い変容型調停（トランスフォーマティヴ調停）も、「第三者（調停者）の支援の有無に関わらず、当事者は紛争の負のスパイラルから抜け出すことはできる」とする。[33] さらには、調停者を介在させず、当事者が直接対話する調停（Party-Directed Mediation）を提唱・実践している実務家も存在する。[34] ある意味、調停の一般的な進め方において、前半は調停者を介して話し合い、後半では主に当事者どうしが直接話し合うというスタイルがとられるのも、当事者からすれば、前半部分で「技法」や「話し合いの仕方」を学習し、後半部分で学習の結果を応用している、と捉えることも可能であろう。

以上のことから、さしあたり言えることは、調停の「技法」は、当事者にも理解・利用可能なものであり、調停者のみを支えるものではない、ということである。これといった後ろ盾のない調停者が、唯一の「切り札」として依拠するものではないだろう。

だとするならば、調停者は、調停の技法を当事者に対して積極的に開示してもよいのではないだろうか。具体的には、調停を開始する前（調停の導入部）に、技法の概要をその背景理念も含めて説明するのである。あるいは、紛争案件によっては事前に時間をとって、簡単なトレーニングを行ってもよいかもしれない。調停者は、学習可能な技法を、プロセス管理の切り札にするのではなく、むしろ当事者自らが積極的にコミットメントするための契機とすべきではないだろうか。「技法」の説明を受けた当事者と調停者との応答は、先述した「リフレイミング」を例にすれば、例えば次のようなイメージである。

【例二】

当事者「こんな大酒飲みとは別れるしかありません」

調停者「最初に説明したやり方で私なりに言い換えてみますと、ご主人がお酒を飲まなければ、結婚生活は続けられるということですか？」（※言い換え技法のひとつ「リフレイミング」を明示して用いる）
当事者「なるほど。そういう前向きな言い換えもできますね。そうすると、結婚生活が続けられる条件を考えてみればよい、ということですね」
調停者「では、そうしましょうか」

【例二】
当事者「こんな大酒飲みとは別れるしかありません」
調停者「別れる／別れないという結論とは別に、もう少し違う面から問題を捉えてみたらどうでしょうか？例えば、私が最初に説明したやり方などを参考にして」
当事者「うーん。もしかすると、主人がお酒を飲まなければ、結婚生活は続けられるかもしれませんね」（※当事者自らが「リフレイミング」を行う）
調停者「それではそれも、これからの話し合いの項目として、取りあげていきましょうか」

もちろん、これはあくまでもイメージであり、【例一】や【例二】のように当事者が応答する保障があるわけではない。しかし、技法に関する最低限の知識・背景理念を調停者と当事者で共有しておくというスタンスは、ひいては、当事者の自主性を尊重する姿勢にも繋がるであろう。

もっとも、コミュニケーションは常に受け渡し損ねる可能性を孕んでいるとするならば、「技法」という人為的なかたちのみには必ずしも還元できない、調停者を含むコミュニケーションを行う者どうしの応答の強度（真摯さ）こそが

むしろ問われるのではないか、という問いも浮上しよう。そしてこのことは、次節の調停者の「責任」と「信頼」の問題とも関わってくるだろう。

(29)　一般的に、「立場（ポジション）」は話し合い・交渉を通じて変わりうるものとされるのに対し、「ニーズ（インタレスト）」は基底的で変化しないものとされる。しかし、「ニーズ」もまた、話し合い・交渉を通じて生成されるものであろう。例えば、上野千鶴子『ケアの社会学―当事者主権の福祉社会へ』（太田出版、二〇一一年）七四～七六頁参照。

(30)　レビン小林・前掲（註7）一二頁。

(31)　この点につき、Brigg, op.cit., p34. は、調停は極めてインタラクティブであることから、そのスキルが成功するためには当事者から調停者への信頼が必要であり、このことが調停者と当事者との関係をパラドキシカルなものにする、と指摘している。

(32)　もちろん、このコモンセンス自体を問い直すことは必要である。

(33)　Bush, R.A.B and Folger, J.P (2005) *The Promise of Mediation: The Transformative Approach to Conflict*, Jossey-Bass, pp. 52-62.

(34)　Billikopf, G (2009) *Party-Directed Mediation: Helping Others Resolve Differences [On-Line 2nd Edition]*, University of California. もっとも、この Party-Directed Mediation は、両当事者の同席調停を行う前に、事前準備のための「プレ・コーカス」を実施する。

三　調停者の「責任」と「信頼」

調停に参加する当事者は、多かれ少なかれ何らかのかたちでの紛争の解決・決着を期待している。しかし、調停者は、紛争の解決・決着を当事者に予め「約束」することはできない。と言うのは、調停において結果として紛争が解決・決着するか否かは、あくまでも当事者の決定に委ねられているからである。一方で、調停が個人の治癒を目的とするカウ

ンセリングとは異なり、あくまでも社会的な紛争解決のための一手段だと主張するならば、調停者は当事者に対して、いかなる意味における紛争解決の場を保障しうるのだろうか。それはおそらく、プロセス管理としての「技法」を相対化した上でなおまだ残りうる、調停のプロセス保障においてしかないだろう。その方向性としては、さしあたり次の三つが考えられる。

まず第一に考えられるのは、紛争の「解決」に拘泥するのではなく、あくまでも当事者が語る場を保障する、という方向性である。「解決」や「合意」は重要ではあるけれども、調停の唯一の目的ではない（「解決」や「合意」のない調停は失敗を意味するわけではない）。むしろ、他の紛争解決手段にはない、当事者の主導的な「語り」が展開できる場を十分に保障することに、調停の意義と調停者の責任を見出すのである。

第二に考えられるのは、調停の話し合いに先立って、当事者を「調停の席に招きいれる」役割を担う、という方向性である。調停の話し合いの場はあくまでも当事者が主体となりその結果にも責任を負う一方で、調停者は、話し合いの入り口で、その役割を果たすのである。当事者に対し、例えば、調停と調停者・当事者の役割を説明し、紛争分析に基づき、関係当事者が他にいないのか、あるいは適切な紛争解決方法は何か、を助言するなど、言わば紛争解決コーディネータ的な責任を担うのである。

第三に考えられるのは、当事者を最後の一線で解決への道筋に繋ぎとめる役割を果たす、という方向性である。調停者は、当事者が最終的に合意・解決に至らなかったとしても、その責任を負うものではない。あくまでも、責任を負うべきなのは当事者である。しかし、当事者がお互いに解決に向けて努力しているにも関わらず、話し合いが暗礁に乗り上げた場合に、例えば「もう少し、お互いに考えてみませんか」と、そっと肩を押すことができる程度には、調停者は当事者との関係性を構築しているだろう。言わば、この関係性を梃子として、解決への道筋（期待）を繋ぎとめるのである。ただし、これは「当事者が暗礁に乗り上げた際には、しかじかの方法をとる」と技法化したとたん、陳腐化する

ことになる。技法とは異なるレベルでの調停者の当事者に対する「応答」として、あくまでも、〈目の前にいる当事者に対し、一人の調停者として何をなしうるのか〉という問いの先に発せられる言葉が、当事者に働きかける力となりうる。そしてそのことが、ひいては当事者と調停者との「信頼」を生み出すことになるだろう。例えば、米国の哲学者アルフォンソ・リンギスは、「信頼」に関して、次のように述べている。

「ある時、わたしは健康状態について数人の医師に意見を聞いたのだが、そのうちひとりかふたりは、最先端の手術の手法と技術の代弁者として話していることがよくわかった。だが、手術を依頼すると決めた医師に対する信頼は、彼女というリアルな個人の絆だ。彼女の見識や動機はわたしにはわからないし、無知と無能や、虚言と悪意の可能性もある」[35]

「手法と技術の代弁者」としてではなく、「リアルな個人」として向き合うことが「信頼」には不可欠である、というリンギスの指摘は、もちろんそこには一種の「命がけの飛躍」と「勇気」を必要とするのだが、調停において当事者が調停者を「信頼」する局面にも通ずるものがあろう。そもそも「信頼」が形成されるには、「信頼される側」が「信頼を寄せる側」に先んじて、「リスクを賭した前払い」[36]を行う必要がある。これを調停者と当事者との文脈に置き換えるならば、調停者は、調停の帰結が不確実であることが確実であるにも関わらず（つまり、不確実性を根拠に調停を実施しないという選択を取りうるにも関わらず）、調停者として話し合いを実施し、当事者を解決に繋ぎとめる、ということである。あるいは、調停者は、〈当事者は最終的に自己解決能力を備えているはずだ〉と「信頼」していることを、当事者に「信頼」してもらうことが必要であるだろう。

以上、三つの方向性を述べたが、これはあくまでも可能性を述べたに過ぎないし、網羅的なものでもない。また、それぞれは、お互いに重なり合う部分もあるだろう。

ところで、〈当事者から見た調停者とは何者か〉という、本稿の最初の問いかけに戻るとするならば、本稿のさしあ

たりの答えは、「peer（対等者、仲間等）である」というものである。調停は良くも悪くも、その理念からすれば、究極的には「peer mediation」でしかありえないのではないか。しかもそれは、調停者が当事者を仲間として見なすという意味においてではなく[37]、当事者が調停者を仲間と見なすという意味においてである。さらに言うならば、この当事者が調停者を仲間と見なすという態度は、先述した調停者への「信頼」とも結びついてくるであろう。

結局、調停は、当事者の強力なコミットメントが引き出される（担保される）限りにおいて成立する。調停者の〈弱さ〉が意味することは、かかる状況のことである。そして調停は、裁判と対比して「迅速」・「効率的」・「コストが低い」という意味での「オールタナティヴ」ではないし、感情に配慮した人間的に温かい解決という意味での「オールタナティヴ」でもない。自己解決能力を備えた自律的な個人を前提とするという点において、また当事者のコミュニケーション・コストが高いという点において、裁判以上に極めて「シビア」な紛争解決方法である。その点を理解した上で、調停を用いた紛争解決を行うのかどうか、当事者に十分な説明と選択が与えられるべきであろう[38]。

もちろん、調停者の〈弱さ〉や調停の〈限界〉を強調することが、直ちに調停の抱える問題の解消を意味するものではない。しかし、調停者の〈弱さ〉は、プロセスの管理に関わる「技法」を相対化した上でもなおまだ残りうる、調停者の役割を逆照射するものでもあるだろう。

（35）アルフォンソ・リンギス（岩本正恵訳）『信頼』（青土社、二〇〇六年）一二頁。

（36）ニクラス・ルーマン（大庭健・正村俊之訳）『信頼―社会的な複雑性の縮減メカニズム』（勁草書房、一九九〇年）七七頁。なお、これは、「人格的信頼」について述べられたものであるが、調停は裁判に比し、「人格的信頼」により依拠しているように思われる。もちろん、調停も制度として存立しているわけであるから、「制度的信頼」にも裏打ちされている必要がある。しかし調停の「制度的信頼」の基盤は、調停者の「人格的信頼」にある、と筆者は考える。

（37）入江・前掲（註22）一九七～一九九頁。

（38）当事者への説明と当事者の選択を強調するものとして、例えば、石山勝巳『対話による家庭紛争の克服―家裁でのケースワーク実践』（近代文藝社、一九九四年）一〇一～一〇二頁。

おわりに

最後に、本稿を締めくくるにあたり、第一節で示した二つの論点に言及することで、本稿のさしあたりの結論としたい。その二つの論点とは、次のようなものであった。すなわち、第一に〈調停の場・プロセスは、調停者のミクロな権力行使に対し、謙抑的な構造であるのか〉という論点である。そして第二に〈問題解決の主体が当事者だとするならば、調停者は当事者からいったいいかなる役割を担う者として期待されるのか〉という論点である。いずれの論点も、既存の調停論がア・プリオリとしてきたものであり、この点を問い直したところに、本稿の一定の意義がある。

さて、まず、前者の論点に関しては、〈調停者は、調停の場を構成する一要素として、当事者と共に常に不安定な状態にある。また、調停の「技法」は、調停者が一方的に行使しうるものではなく、当事者との間に相互学習＝循環があって、はじめて成立するものである。したがって、調停の場は、調停者のミクロな権力行使に対し、かなり謙抑的な構造である〉というのが、その答えである。

次に、後者の論点に関しては、〈プロセス管理としての「技法」を相対化した上で、調停者には、①解決には拘泥せず、当事者の主体的な「語り」が展開できる場を保障する役割、②調停の話し合いに先立って、当事者を「調停の席に招き入れる」役割、③当事者を最後の一線で解決への道筋に繋ぎとめる役割、という三つの方向性が考えられる〉というのが、その答えである。

以上のような、本稿の議論は、直ちに現実の調停実務に結びつくものではないだろう。とは言え、調停実務等への、さしあたりの示唆としては以下のようなことが挙げられると考える。

一、第二節でも提示したように、当事者に対し、調停「技法」の積極的開示を行うべきではないか。調停を開始する前に概要でもよいので説明するのである。調停者は技法をプロセス管理の切り札とするのではなく、当事者自らが積極的にコミットメントするための契機とすべきではないだろうか。

二、トレーニングという一般化された学習形式で調停者を養成しているように、調停者は誰でもなりうるところにその意義がある。もし、調停者に不向きな人があるとすれば、それは調停者の置かれる不安定な状況＝「あいまいな状況に耐えられない人」[39]つまり「〈弱さ〉に耐えられない人」ではないだろうか。

三、調停は、自律的な個人を前提とするという点において、またコミュニケーション・コストが高いという点において、極めて「シビア」な紛争解決方法である。このことを当事者に十分に説明した上で、当事者の主体的な選択がなされるべきであろう。

思うに、調停は、「法化社会」の鏡像のようである。「法化社会」への反動としての調停への過剰な期待と、それを奇貨とした、調停の安易な利用促進は、結果として利用者（当事者）からの調停に対する信頼を失いかねないであろう。本稿で論じてきた北米型の調停が、今後、日本社会の中で定着していくか否かは、当事者に対し強力なコミットメントを要請する調停のシビアさを踏まえつつ、市民が自覚的に紛争解決手段を選択していく環境を作り出しうるかに、かかっているように思われる。[40]しかしそれは、〈シビアな線引きを乗り越えた逞しい当事者（市民）が選択する「私的自治」に基づく紛争解決空間とは、一種の「ゲイテッド・コミュニティ」を意味するのではないか〉、という新たな問い

を浮上させることになるかもしれない。とは言え、かかる問いを浮上させる再帰性こそが、新たな調停の可能性を常に開いていくだろう。例えば、逞しくない当事者の主体性を前提とした調停は果たしていかなるものとして構想されうるのか、と。

(39)　中井久夫『世に棲む患者』（筑摩書房、二〇一一年）二七七頁。

(40)　例えば、吉田勇『対話促進型調停論の試み』（成文堂、二〇一一年）一六三～一七〇頁は、対話促進型調停が普及するための社会的条件として、私的自治に基づいた社会への成熟化が必要だとする。

【参考文献】

Billikopf, G (2009) *Party-Directed Mediation:Helping Others Resolve Differences [On-Line 2nd Edition]*, University of California.

Brigg, M (2007) "Governance and Susceptibility in Conflict Resolution: Possibilities beyond Control," *Social & Legal Studies* 16-1, pp.27-47.

Bush, R.A.B and Folger, J.P (2005) *The Promise of Mediation: The Transformative Approach to Conflict*, Jossey-Bass.

Fitzpatrick, P (1992) "The Impossibility of Popular Justice," *Social & Legal Studies* 1-2, pp.199-215.

Fuller, L (1971) "Mediation:Its Forms and Functions," *Southern California Law Review* 44, pp.305-339.

Harrington, C and Merry, S (1988) "Ideological Production: The Making of Community Mediation," *Law & Society Review* 22-4, pp.709-735.

Hofrichter, R (1987) *Neighborhood Justice in Capitalist Society: The Expansion of the Informal State*, Greenwood Press.

Pavlich, G (1996a) *Justice Fragmented: Mediating Community Disputes under Postmodern Conditions*, Routledge.

Pavlich, G (1996b) "The Power of Community Mediation: Government and Formation of Self-Identity," *Law & Society Review* 30-4, pp.707-733.

van Krieken, R (2001) "Legal Informalism, Power and Liberal Governance," *Social & Legal Studies* 10-1, pp.5-22.

ミシェル・フーコー〔田村俶訳〕（一九七七）『監獄の誕生―監視と処罰』、新潮社。
ミシェル・フーコー〔田村俶・雲和子訳〕（二〇〇四）『自己のテクノロジー』、岩波書店。
早川吉尚（二〇〇四）「紛争処理システムの権力性とＡＤＲにおける手続の柔軟化」、早川吉尚他編著『ＡＤＲの基本的視座』、不磨書房、三～二〇頁。
入江秀晃（二〇〇九）「調停トレーニングと交渉理論」、棚瀬孝雄他編『小島武司先生古希祝賀（続）権利実効化のための法政策と司法』、商事法務、一九一～二一七頁。
石山勝巳（一九九四）『対話による家庭紛争の克服―家裁でのケースワーク実践』、近代文藝社。
久保秀雄（二〇〇九）「司法政策と社会調査―ＡＤＲ運動の歴史的展開をめぐって」鈴木秀光他編『法の流通』、慈学社出版、五二九～五五一頁。
レビン小林久子訳・編（二〇〇三）『紛争管理論―新たな視点と方向性』、日本加除出版。
レビン小林久子（二〇〇六）「分配から承認、そして再度統合へ―紛争解決プロセスの重層性について」『法政研究』第七二巻第四号、八九五～九二四頁。
レビン小林久子（二〇〇七）「苦情相談における調停的解決について―歴史的展開とその有用性」『ちょうせい』第四八号、二～一一頁。
レビン小林久子（二〇一一）『解説・同席調停―その流れと技法』、日本加除出版。
アルフォンソ・リンギス〔岩本正恵訳〕（二〇〇六）『信頼』、青土社。
ニクラス・ルーマン〔大庭健・正村俊之訳〕（一九九〇）『信頼―社会的な複雑性の縮減メカニズム』、勁草書房。
クリストファー・Ｗ・ムーア〔レビン小林久子訳・編〕（二〇〇八）『調停のプロセス―紛争解決に向けた実践的戦略』、日本加除出版。
中井久夫（二〇一一）『世に棲む患者』、ちくま学芸文庫。
中村芳彦（二〇〇七）「紛争処理過程における第三者の役割」、山本顯治編『法動態学叢書・水平的秩序第四巻　紛争と対話』、法律文化社、一一六～一四三頁。
西田英一（二〇〇六）「紛争への第三者関与―接触し変形する主体と声」、『法社会学』第六四号、一三〇～一三九頁。
西田英一（二〇〇七）「紛争過程における当事者の声―自主的解決支援の罠と可能性」、山本顯治編『法動態学叢書・水平的秩序第四巻　紛争と対話』、法律文化社、一四四～一六一頁。
菅原郁夫（二〇一〇）「心理学的な視点から見た調停技法の意義」、『仲裁とＡＤＲ』第五号、一一八～一二四頁。

高橋裕（二〇〇七）「家事調停の動態学」、山本顯治編『法動態学叢書・水平的秩序第四巻　紛争と対話』、法律文化社、一八〇～一九九頁。
高橋裕（二〇〇八）「Both Sides Now―交互面接方式調停と同席方式調停」、『仲裁とＡＤＲ』第三号、八九～九八頁。
高橋裕（二〇一一）「ＡＤＲとトラブル・紛争」、『法律時報』八三巻七号、一一～一七頁。
上野千鶴子（二〇一一）『ケアの社会学―当事者主権の福祉社会へ』、太田出版。
和田仁孝（一九九九）「言説制御をめぐる支配と抵抗―同席調停の意義と可能性」、井上治典・佐藤彰一編『現代調停の技法―司法の未来』、判例タイムズ社、三〇八～三一七頁。
和田仁孝（二〇〇七）「紛争解決の技法とはなにか―ナラティヴに埋め込まれた知」、山本顯治編『法動態学叢書・水平的秩序第四巻　紛争と対話』、法律文化社、九九～一一五頁。
和田仁孝編（二〇〇七）『ＡＤＲ―理論と実践』、有斐閣。
ジョン・ウィンズレイド、ジェラルド・モンク（国重浩一・バーナード紫　訳）（二〇一〇）『ナラティヴ・メディエーション―調停・仲裁・対立解決への新しいアプローチ』、北大路書房。
山田文（二〇〇一）「調停における私的自治の理念と調停者の役割」、『民事訴訟雑誌』第四七号、二二八～二三四頁。
山田恵子（二〇〇九）「リアリティとしての法と心理―法律相談を素材として」、『神戸法学年報』第二五号、三七～一三二頁。
山本和彦・山田文（二〇〇八）『ＡＤＲ仲裁法』、日本評論社。
吉田勇（二〇一一）『対話促進型調停論の試み』、成文堂。